

平成 27 年 5 月 19 日

理事長裁定

改正 平成 30 年 6 月 15 日

改正 令和 2 年 6 月 22 日

## 東京大学運動会所属運動部国際大会派遣者支援実施要項

### (目的)

第 1 条 東京大学運動会は、所属する運動部が国外で開催される世界大会又はアジア大会等（日本代表、若しくはその候補生として選抜され参加する強化合宿）に選抜された者について、出場に係る航空費等、大会参加に要する交通費の一部を援助することを主な目的として支援することを目的とする。

### (支給要件)

第 2 条 支援金は、世界大会又はアジア大会等への出場資格を個人、団体で得て、派遣選手として選抜され渡航した場合に支給する。

### (支援額)

第 3 条 支援額は、別途総務委員会会計局の定める細則に従う。

### (奨励金の申請及び採否)

第 4 条 支援金の支給を希望する個人又は団体は、派遣が確定した段階で大会の概要、支援の必要性、参加費用の見積もり等をもって、東京大学運動会総務委員会に申請するものとする。

2 当該申請の採否については、総務委員会で申請内容を審査し、企画委員会で決定する。

### (支援金の返還)

第5条 支援金の支給後に何らかの都合で、大会等の派遣を辞退した場合は、速やかにその事態を報告し、支援金を返還しなくてはならない。また、派遣後も正当な理由なく棄権等により出場しなかった場合は返還することとする。

(報告書の提出)

第6条 支援を受けた個人、団体は、大会終了後速やかに1大会の概要、2遠征スケジュール、3会計報告、4成果報告(感想を含む)5その他、について報告をしなければならない。

#### 【細則】

支援上限額について

個人・団体ともに渡航費の4割支給、上限額30万円とする。